

# 実習免除指定施設及び職種について

<必ずご確認ください>

■ 本表における相談援助業務についての留意点・注意点(社会福祉振興・試験センターのホームページより)

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方で、以下の項目を満たしている必要があります。

1 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

- (1) 精神障害者の相談  
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
  - (2) 精神障害者に対する助言、指導  
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
  - (3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練  
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
  - (4) 精神障害者に対するその他の援助  
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
  - (5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
    - ・ケースカンファレンス等の会議への出席
    - ・ケース記録等の関係書類の整理
    - ・職員間の申し送り、連絡、調整
    - ・関係機関との連絡、調整
- 2 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 3 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児院に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

## 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・(事業等)種類・職種の例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

## 対象となる施設(事業等)・職種

下表の職種は、いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限りです。

	番号	施設種別		職種	
医療法	1	精神科病院		精神科ソーシャルワーカー／医療ソーシャルワーカー／看護師／臨床心理技術者	
	2	病院	精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限り		
	3	診療所			
行政機関	4	市区町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署		精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
地域保健法	5	保健所		精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員／保健師／看護師／臨床心理技術者	
	6	市町村保健センター			
児童福祉法	7	乳児院		児童指導員／保育士	
	8	児童養護施設		児童指導員／保育士／職業指導員	
	9	福祉型障害児入所施設		児童指導員／保育士／職業指導員／児童発達支援管理責任者／心理指導担当職員	
	10	児童心理治療施設		児童指導員／保育士	
	11	障害児通所支援事業を行う施設	児童発達支援(医療型児童発達支援を除く。)		相談援助業務に従事する職員
			放課後等デイサービス		
			居宅訪問型児童発達支援		
			保育所等訪問支援を行うもの		
	12	障害児相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	
	13	児童相談所		児童福祉司／受付相談員／相談員／電話相談員／児童心理司／児童指導員／保育士	
	14	母子生活支援施設		母子支援員／少年を指導する職員	
	15	児童自立支援施設		児童自立支援専門員／児童生活支援員／職業指導員	
	16	児童家庭支援センター		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員	
精神保健福祉法	17	精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員／保健師／看護師／臨床心理技術者	
	18	精神障害者地域生活援助事業を行う施設		世話人	
	19	精神障害者社会復帰施設		精神障害者社会復帰指導員	
	20	精神障害者社会復帰施設		管理人	
生活保護法	21	救護施設		生活指導員	
	22	更生施設			

## 実習免除指定施設及び職種について

	番号	施設種別	職種	
社会福祉法	23	福祉に関する事務所	査察指導員／身体障害者福祉司／知的障害者福祉司／老人福祉指導主事／現業員／家庭児童福祉主事／家庭相談員／面接員に相当する職員／婦人相談員／母子・父子自立支援員／母子・父子自立プログラム策定員／就業支援専門員	
	24	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	
知的障害者福祉法	25	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー	
障害者の雇用の促進等に関する法律	26	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	27	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者	
	28	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者／就業支援担当者／生活支援担当職員	
更生保護事業法	29	更生保護施設	補導主任／補導員／補導に当たる職員／福祉職員／薬物専門職員	
法務省設置法	30	保護観察所	社会復帰調整官／保護観察官	
発達障害者支援法	31	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員	
障害者総合支援法	32	障害福祉サービス事業を行う施設	生活介護を行う施設	生活支援員／サービス管理責任者
			自立訓練を行う施設	
			就労移行支援を行う施設	生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者
			就労継続支援を行う施設	
			就労定着支援を行う施設	就労定着支援員／サービス管理責任者
			自立生活援助を行う施設	
			短期入所を行う施設	地域生活支援員／サービス管理責任者
			重度障害者等包括支援を行う施設	
	共同生活援助を行う施設	相談援助業務に従事する職員		
	33		障害者支援施設	生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者
	34	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
35	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員		
36	地域活動支援センター	指導員		
37	福祉ホーム	管理人		
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	38	精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	
	39	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員	
	40	スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	
	41	ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員	
	42	上記までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員	

### ※改正前の法律

	番号	施設種別	職種	
上記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設	43	児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	
	44	精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	
	45	精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員／管理人	
	46	知的障害者援護施設	知的障害者入所更生施設	生活支援員／生活指導員
			知的障害者通所更生施設	
			知的障害者入所授産施設	
			知的障害者通所授産施設	
知的障害者小規模通所授産施設				
		知的障害者通勤寮		